

第 301 回

長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

令和6年6月10日(月)

於 : 県北振興局天満庁舎 2 階 A 会議室
(佐世保市)

第 301 回長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和6年6月10日(月) 14時00分 ～ 15時15分
2. 通知年月日 令和6年6月5日(水)
3. 公示年月日 令和6年6月5日(水)
4. 公示の場所 総務文書課、各振興局並びに関係各市町と関係各漁協に公示の依頼を行い、県ホームページにて公開した。
5. 開催場所 県北振興局 天満庁舎 2階 A 会議室 佐世保市天満町1-27
6. 出席委員 安永光幸、浦田和男、志水正司、高平真二、吉浦英男、片岡一、山中兵恵、中山等、豊増見喜雄、中原康壽、田添伸、萬屋隆則
7. 欠席委員 大久保照享、溝口悦雄、後藤正喜
8. 出席者 委員会事務局 尾崎局長、笹山次長、前川係長、青木書記
貞松係長(壱岐駐在)
漁業振興課 本田参事
9. 議 案
 - ・第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)
 - ・第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
 - ・第3号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)
 - ・その他
10. 議 事
開 会 14:00

(14時00分 開始)

事務局長

ただいまより、第301回 長崎県北部海区漁業調整委員会を開催いたします。

事務局長の尾崎でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の出席委員についてご報告いたします。本日は、大久保委員、溝口委員、後藤委員が欠席ですが、12名の委員が出席されていますので、本委員会は成立いたします。

また、本日は議案の説明のため漁業振興課から本田参事が出席しております。

漁業振興課

(挨拶)

事務局長

それでは、はじめに山中会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、以降の進行を山中会長をお願いいたします。

会長

それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名します。本日の議事録署名人は、「豊増委員」と「吉浦委員」にお願いします。

本日の議題はお手元の資料のとおり、

第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について
(諮問)

第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)

第3号議案 長崎県資源管理方針別紙1－1第4及び同別紙1－2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)

そ の 他

となっております。

会長

それでは、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読、資料説明)

○第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)
・はえなわ式ふぐかご漁業(壱岐海域):昭和47年に長崎県と福岡県の間で結んだ協定に基づき、毎年許可しているもの。

会長

ただいま、事務局から説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各委員

ありません。

会長

ご質問等もないようですので、諮問原案どおり、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)」は公示する内容及び許可の有効期間を定めて差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長	続きまして、第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	(諮問文朗読、資料説明) ○第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問) ・まさば及びごまさばの令和6管理年度(令和6年7月～令和7年6月)の知事管理漁獲可能量を設定するための諮問。 ・本県への国からの当初配分は35,500トン。 ・中型まき網漁業への配分は一般漁業に占める中型まき網漁業の漁獲割合97.07%から算出し、32,800トン。 ・その他の漁業については従来どおり現行水準。
会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。
各委員	ありません。
会長	他にご質問等もないようですので、第2号議案は諮問原案どおり、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
会長	ご異議もないようですので、第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」は、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、第3号議案「長崎県資源管理方針別紙1－1第4及び同別紙1－2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

(協議文朗読、資料説明)

○第3号議案 長崎県資源管理方針別紙1－1第4及び同別紙1－2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)

・令和6年度第1回長崎県海区漁協長会会長会において、大型魚の追加配分方法が見直されたことにともない長崎県くろまぐろ TAC 計画の変更を協議するもの。

・見直しの内容は、それぞれの追加配分数量の 1/4 については、直近漁獲実績の令和2～4管理年度の平均値とした比率に基づき配分し、残りの 3/4 については従来どおりの方法で配分するもの。

・なお、大型魚の従来通りの方法は、『繰越』からの追加配分については、前管理期間の基本配分に対する未利用数量の実績の比率で配分し、『国留保枠』からの追加配分については、平成 27 ～30 年(年度)の最大値の比率で配分。

・また、国は 5 月 31 日付で本県に対して追加配分を行った。

・これにともない計画内の知事管理漁獲可能量及び海区别又は採捕の種類別の割当量を変更。

会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

高平委員

管理年度ごとに枠は増えていると思いますが、今のペースでは遅いと思います。今の状況では、定置網などは大変だと思います。ここでいくら言っても、増やしたりできないでしょう。

事務局

現在、クロマグロの漁獲可能量は国際会議で決めている状況です。今年、クロマグロの漁獲枠について改めて協議することになっています。今年12月の WCPFC の年次会合で新たな枠が決まることになります。

現在、クロマグロの資源は回復しているという状況です。WCPFC の年次会合で話し合って、増枠が決定されます。まだ不確実なことではありますが、国は増枠に向けて取り組んでおります。

高平委員

それについては、漁業者みんなわかっていると思います。クロマグロの規制が始まったところから、すでに資源は回復しています。他の国が規制したら資源が大幅に増えたと言いつてをしています。結局偉い人達が決めるから漁業者が何か言っても無駄だなと言ってみただけです。

豊増委員

県北組合長会ではもう了承しましたか。

事務局

基本的な考え方については、3月の組合長会で説明しました。

豊増委員

通りましたか。

事務局

たくさん批判はありました。

豊増委員

そもそも最初から県北の枠が少ないのです。前に私のいた漁協も、枠をオーバーしました。これだけクロマグロが増え、平成と比較にならない漁獲実績があるのに、県北海区に配慮した追加枠にしていきたいと思います。

浦田委員

大型魚はまだまだたくさんいます。県が国に対して、「長崎県ではどうしようもないほどクロマグロが増えている」と伝えてほしいと思います。今までクロマグロがいなかった北

に40マイルのところにも、どうしようもないくらいいます。アジを釣るよりも簡単です。餌1匹で2匹釣れるくらいいます。県は国から定められたことだけでなく、国に意見をさせていただきたいと思います。ここで意見しても、決めたことなので変えられないと思いますが、枠を増やせるように県として国にアピールしてください。

事務局

枠がいっぱいになり獲れなくなっている状況は、長崎県だけではなく全国会議でも言われていることだと思います。この状況の原因は、資源の回復に伴ってクロマグロの枠が増加していないことだと思います。県としては、国に対して次の国際会議で増枠を勝ちとって頂くことをお願いしていますし、皆様のこのような声があるということを国に伝えていきたいと思います。

浦田委員

決められた数量しか揚げられないから、漁獲量のデータは釣れたものだけになっています。海の中にはいるけど釣れません。もっと海の中の資源はあります。漁業者はこれまで辛抱してきました。水揚げだけではなく、規制しているから海の中に魚はいるのに揚げられないということをアピールしてください。

豊増委員

行政の方と現場の生産者の考え方に大きなギャップがあります。他の魚種は資源量が減って、生産者はびっくりするような水揚げしか揚がっていません。マグロだけは資源量が上がってきています。マグロ以外では生活できません。そういう実態や現場の意向をもう少し汲んでください。国がどうこう言っても、この条約を脱退すればよいだけであって、世界のことばかり考えないで国民のことを考えてやってほしいと思います。同じことを毎年議論されています。水産県である長崎県には、こういったことを理解してやっていただきたいと思います。

会長

県は国に対して働きかけをしていくということで良いですか。

事務局	はい。
会長	他にご質問等もないようですので、第3号議案は原案どおり変更することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
会長	ご異議もないようですので、第3号議案「長崎県資源管理方針別紙1－1第4及び同別紙1－2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)」は、原案どおり変更して差し支えない旨、回答することに決定いたしました。
会長	続きまして、その他につきまして、事務局から「令和5管理年度(第9管理期間)におけるくろまぐろの漁獲実績について(報告)」について説明をお願いします。
事務局	(資料説明) ○その他 第9管理期間におけるくろまぐろ漁獲実績等について(報告) ・小型魚は、割当量 872.1 トンに対し、実績は 834.6 トン、消化率は 95.7 パーセント、 ・大型魚は、割当量 196.9 トンに対し、実績は 155.3 トン、消化率は 78.9 パーセントとなった。 ・小型魚の割当量は、当初、728.9 トンであったものが、第8管理期間からの繰越や国の追加配分の結果、合計 872.1 トンとなった。 ・大型魚の割当量は、当初、173.3 トンであったものが、繰越及び追加配分、都道府県間融通の結果、196.9 トンとなった。
会長	この件について何かありませんか

各委員

ありません。

会長

続きまして、事務局から「令和5管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更について(報告)」について説明をお願いします。

事務局

(資料説明)

○その他 令和5管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更について(報告)

- ・6回目の変更

- ・鹿児島県から 1,800トンの融通を受けたため、本県の知事管理漁獲可能量(令和5年7月～令和6年6月)は 38,500トンとなった。

- ・それに伴い、中型まき網の配分量は 36,000トン、その他漁業は現行水準となった。

会長

この件について何かありませんか。

各委員

ありません。

会長

続きまして、事務局から「令和6管理年度におけるさんま都道府県別漁獲可能量の変更について(報告)」について説明をお願いします。

事務局

(資料説明)

○その他 令和6管理年度におけるさんま都道府県別漁獲可能量の変更について(報告)

- ・さんまの本県の TAC は、現行水準であるが、目安数量の 213トンが 200トンに変更。

会長

この件について何かありませんか。

各委員

ありません。

会長

続きまして、事務局から他にありませんか。

事務局

「北共第1号における区画漁業権(真珠養殖関連)の漁場監視」について、お配りしている資料により、直近の報告をさせていただきます。

(資料説明)

○北共第1号における区画漁業権(真珠養殖関連)の漁場監視について
・5月の監視結果を報告

会長

この件について何かありませんか。

各委員

ありません。

会長

他に何かありませんか。

各委員

ありません。

会長

3月までの任期ではありますが、体調不良と力不足を理由に会長を辞任したいと思い、今日付けで辞任届を提出しましたのでそちらについてよろしく願いします。本日は大久保会長代理が欠席ですので、以降の進行を事務局長に任せます。よろしく願いします。

事務局長

本委員会の会長辞任の意向が山中会長から表明されました。大久保会長代理が欠席ですので、以下の進行を事務局長の私にらせていただくことに異議ございません

でしょうか。

各委員

異議なし。

事務局長

個人的な内容も含まれるため、委員会を休会のうえ協議会に切り替えて議事を進行してもよろしいでしょうか。

各委員

はい。

事務局長

それでは、委員会を休会し、協議会に切り替えます。

<委員会休会>

<委員会再開>

(継続審議)

事務局長

他にご意見等もないようですので、これをもちまして、第301回長崎県北部海区漁業調整委員会を閉会します。

ご審議、ありがとうございました。

閉 会 15:15

以上の議事に顛末を記載し、これと相違ないことを証するため、会長は、議事録署名人とともに押印する。

会 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印